

令和4年2月10日

令和4年

上毛町農業委員会2月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 2月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年2月10日（木）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 16名 欠席委員 6名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	欠
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	欠
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	欠
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	欠
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 欠
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第15号 非農地判断の決定について

5.その他 ・農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬見直しについて
・3月期定例総会日程について

会議の経過

令和4年2月10日(木)午前9時00分開会

議長

皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会2月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス対策として久元委員、向本委員以外の推進委員は欠席していただきました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から2月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席13番松下委員、議席1番奥野委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

はじめに、本日事務局長は他の会議のため欠席です。

本日の総会終了後のB分類農地の現地確認は、下唐原地区です。

宮本会長、今瀬委員、前田委員、久元委員、向本委員は、総会終了後に役場駐車場へ集合をお願いします。

それでは資料の2ページをお願いします。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権10件、使用貸借権12件でございます。

はじめに賃貸借権ですが、期間は5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が23,640㎡です。

筆数は10筆で貸し手6名、借り手5名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当り11,000円～13,000円、現物では49kgから51kgとなっております。

次に使用貸借権分ですが、期間は3年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が11,330㎡です。

筆数は12筆で貸し手4名、借り手4名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をおつけしております。

それから、4ページの次につけています農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。

何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第8号については、
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井546番ほか1筆、地目は田と畑で、
面積は、計3,078㎡です。

所有権を移転をする方は、北九州市の●●さんです。

所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

申請箇所は7、8ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井の整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第9号については、
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する
処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをお願いします。
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字東上3228番ほか1筆、地目は田で、面積は計5,207㎡です。
譲渡人は大字東上の●●さんで、譲受人は●●さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、227,728㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
申請箇所は11、12ページのとおりです。
申請農地は大字東上の整備田です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、横山委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

横山委員 特に問題はありませんでした。
審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第10号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は贈与で、申請農地は大字上唐原2178番ほか1筆、地目は田で、面積は計3,785㎡です。
譲渡人は大阪府の●●さんお二人で、譲受人は大字上唐原の●●さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は7,126㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てをみたしていると言えます。

申請箇所は15、16ページのとおりです。

申請農地は大字上唐原の整備田です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、今瀬委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

今瀬委員 特に問題はありませんでした。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第11号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の17ページをお願いします。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字垂水1287番5ほか2筆、地目は畑で、面積は計433㎡です。

譲渡人は大分市の●●さんで、譲受人は大字下唐原の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は433㎡ですが、本件は空き家に付属する農地についての所有権移転の申請であり、面積要件の5反は適用されないため面積要件は問題ないと思います。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

申請箇所は19、20ページのとおりです。

申請農地は大字垂水の国道10号を挟んだ未整備田です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、志摩委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

志摩委員 空き家バンクに登録していきまして、買い手がつきまして一緒にということで問題はあります。審議のほどお願いします。

議長 質疑に入ります。なにかご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第12号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字宇野813番5、地目は田で面積は195㎡です。

申請人は、大字宇野の●●さんで、

理由としては、駐車場用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地は申請人の所有地であり、また水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、上毛町役場から300m以内に位置する第3種農地であり、許可可能と判断します。

申請箇所は22、23ページのとおりです。

申請農地は大字宇野の町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については水嶋委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

水嶋委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第13号については、
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する
意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の24ページをお願いします。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の
決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字宇野813番3、地目は田で、
面積は495㎡です。

譲渡し人は大字宇野の●●さんで、譲受人は大字原井の●●さんです。

理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により
確実と思われます。

附近農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾を得ており、
また水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、上毛町役場から300m以内に位置する第3種農地であり
許可可能と判断します。

申請箇所は25、26ページのとおりです。

申請農地は大字宇野の町道沿いに位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、
水嶋委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

水嶋委員 住宅を建てるということで、事務局の説明のとおりです。
宜しく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第14号については、原案の

とおり可決決定されました。

つづきまして、議案第15号 非農地判断の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の27ページをお願いします。

議案第15号 非農地判断の決定についてでございます。

先月に引き続いて、再生利用が困難とされているB分類農地について
4名の委員の方と現地確認を実施しましたので、結果を報告させて
いただきます。

大字上唐原において5筆、1月11日に
今瀬委員、久保委員、志摩委員、久元委員と事務局にて現地を確認しました。

28ページは上唐原2894番1で、29、30ページの写真のとおり再生利用は
困難であり、非農地と判断します。

31ページは上唐原2897番で、32、33ページの写真のとおり再生利用は
困難であり、非農地と判断します。

34ページは上唐原2900番1で、35、36ページの写真のとおり再生利用は
困難であり、非農地と判断します。

37ページは上唐原2901番で、38、39ページの写真のとおり再生利用は
困難であり、非農地と判断します。

40ページは上唐原3082番1で、41、42ページの写真のとおり再生利用は
困難であり、非農地と判断します。

以上5筆について現地確認を行い、全て非農地と判断しましたので
総会の議決を求めます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については農業委員3名
と最適化推進委員1名にて現地確認をしていますので
代表して今瀬委員より意見を求めます。

今瀬委員 非農地で問題ないと思います。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第15号については
原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局から申し上げます。
お手許の資料「農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬見直しについて」
をご覧ください。
皆様にお支払いする報酬のうち、能率給について見直しを行わせていただく
ため、説明させていただきます。
以下、資料に沿って説明します。
現行の報酬額は2本立てになっています。
基本給は、町の条例で定める年額98,000円で半期ごとにお支払いしています。
能率給は、農地利用最適交付金として国から交付されまして
令和2年度までは国の交付金額を均等割りしています。
令和3年度からは、国の方針により
基本給は町の条例で定める年額98,000円に変更ありません。
能率給は、国の交付金額の3割を活動日数で按分し、7割を人数で均等割り
したいと思います。
なお、交付金額の何割を按分するかについては、国の要綱を参照しています。
要綱が見直された場合には割合を変更します。
また能率給の額は、国の交付金額次第で総額が変動するため、金額を
お示しできません。
基本給の半額を9月、残りの半額と能率給を3月に支払う時期は、
変更ありません。
能率給の対象となる活動は、農地利用最適化推進のための活動で、
農地の貸し借りの調整や、いつも皆さんにさせていただいてる農地パトロール、
新規就農者の相談に乗ることなどです。具体的には農業委員会記録簿に
例示された「農地法第6条第2項に基づく業務(農地利用最適化推進)」の
活動が対象となります。
引き続き活動記録簿の提出をお願いします。
この計算方法は今度の3月期からの支払いにさせていただきたいと
思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

議長 委員の方からありませんか。能率給のことはよろしいでしょうか。
(質疑なし)

事務局 次回3月期の定例総会は3月10日(木)を予定しております。
なお、総会後の農地現地確認は下唐原地区です。
参加いただくのは、宮本会長、横山委員、青島委員、坪根委員です。
宜しくをお願いします。
この後宮本会長、今瀬委員、前田委員、久元委員、向本委員は
役場駐車場に集合をお願いします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

それではこれで2月期定例総会を終了します。

令和4年2月10日 午前9時40分閉会